

報告第10号

平成24年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）の
専決処分について

衆議院議員総選挙の執行に要する経費について早急に予算措置を講じる必要が生じたため、標記予算を専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき報告する。

平成24年11月26日

東京都台東区長 吉 住 弘



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

平成24年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）

（別 紙）

理由

平成24年12月16日に衆議院議員総選挙が行われることとなり、同選挙の執行に要する経費について予算上の措置をとる必要が生じた。

本件については、公正な選挙を円滑に行うため早急に措置する必要があり、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年11月20日

東京都台東区長 吉 住 弘

平成24年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）

平成24年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ94,713,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月20日

東京都台東区長 吉住 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都支出金		6,558,332	26,550	6,584,882
	3 都委託金	504,356	26,550	530,906
歳入合計		94,686,884	26,550	94,713,434

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,872,518	26,550	12,899,068
	4 選挙費	74,858	26,550	101,408
歳出合計		94,686,884	26,550	94,713,434